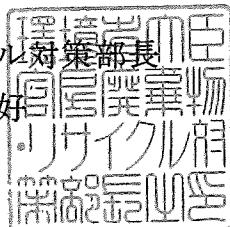


環廃産第221号
平成13年4月9日

豊田市長 鈴木 公平 殿

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部長
岡澤 和好



豊田市におけるP C B 廃棄物処理施設の立地について

先般、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案」及び「環境事業団法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、これらの法案については現在国会審議中であり、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に向けた枠組みが固まりつつあります。

これらP C B 廃棄物処理促進のための2法案が成立すれば、今後は、国としても、環境事業団を活用しつつP C B 処理施設の整備に全力をあげていく所存です。

P C B 廃棄物の問題は我が国においては長く保管が続き、この間不明・紛失も発生し、深刻な環境汚染が懸念されるものであり、先進国の中でも処理が進んでいないこともあります。国際的な状況からもその処理が急がれるものであります。

つきましては、市内及びその周辺地域に保管されているP C B 廃棄物の処理の実現に向け、精力的に検討を進められている貴市におかれでは、このP C B 処理施設を環境事業団を活用して処理を行うものとし、東海地方を中心とした拠点的施設としてお考えいただけるようよろしくお願いします。

環境事業団による拠点的施設の立地についてご了解いただけることであれば、円滑な処理の実現を図っていくため、市民の皆様や市議会等のご理解を得ることが肝要であり、市当局におかれても、これら皆様のご理解を得ることについて、絶大なるご尽力をお願いしたいと考えています。

なお、環境事業団においても、情報公開等、これらの皆様のご理解を得る方策を、市当局と調整しつつ積極的に講じていくよう指導してまいり所存です。